

○公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止委員会規則

法人規則第108号
平成22年3月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止規則第8条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は以下の委員で構成する。

- (1) 副理事長
- (2) 常務理事兼事務局長
- (3) 教員兼務理事
- (4) 人間社会学部長
- (5) 看護学部長
- (6) 弁護士等の外部有識者
- (7) その他理事長が指名した者

2 委員長には副理事長を充て、副委員長には常務理事兼事務局長を充てる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による任期は前任者の残任期間とする。

(招集と議決)

第3条 委員長が委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は委員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、総務人事委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年12月12日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和3年5月18日から施行する。